



## ☛ 福利厚生事業

### 令和5年度「永年勤続従業員表彰」実施について

商工会では、従業員の定着と福利厚生の充実を目的として、事業主のご協力を得て、毎年永年勤続従業員表彰を実施しています。毎年20事業所、約60名ほどの従業員の方々が表彰されています。

表彰を希望されます事業者の方は、9月25日(月)までに別添申込書にて商工会までお申込みください。

#### ❖ 永年勤続従業員表彰式

令和5年11月11日(土) 八百津町産業文化祭開会式にて、代表者による表彰式を行います。

※代表受領者については、後日ご出席依頼を所属会社宛、送付させていただきますのでお願いいたします。

#### 【表彰の内容】

##### □ 勤続年数により表彰

※八百津町商工会長名の表彰になります。

原則として 5年・10年・15年・30年 の4区分

##### □ 記念品等

従業員にお渡しするものは、表彰状・記念品・額縁です。

なお、記念品は各勤続年数とも同じです。

##### □ 費用負担

表彰を受けられます従業員ひとりにつき、費用の2分の1を事業主でご負担いただきます。

※本年度も、表彰される従業員ひとりにつき、3,000円のご負担をお願いいたします。

BCP対応

# 「全国商工会福祉共済」のご案内！

全国商工会福祉共済は、あなたの暮らしを守ります。  
交通事故や不慮の事故(交通事故以外の急激かつ偶然な外来事故)に対して、業務中、業務外を問わず、24時間補償します。

- ◇加入できる方は、
- ① 商工会員とその家族
  - ② 会員事業所の従業員とその家族

【 共済金支払事例 】





<p>● 自転車で走行中、下り坂カーブでハンドルを取られ横転した。</p> <p><b>2,000円コース</b> 男性・11歳 種類:交通事故</p>  <table border="1"> <tr> <td>けが症状</td> <td colspan="3">手指・鎖骨の骨折、胸・肩甲骨の打撲</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支払い金額等</td> <td>手術</td> <td>50,000円</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>入院77日</td> <td>616,000円</td> <td rowspan="2">756,000円</td> </tr> <tr> <td>通院32日</td> <td>90,000円</td> </tr> </table>	けが症状	手指・鎖骨の骨折、胸・肩甲骨の打撲			支払い金額等	手術	50,000円	合計	入院77日	616,000円	756,000円	通院32日	90,000円	<p>● 配達の際、同宅の飼い犬に右脚を数か所咬まれた。</p> <p><b>3,000円コース</b> 女性・28歳 種類:不慮の事故</p>  <table border="1"> <tr> <td>けが症状</td> <td>足の咬傷</td> </tr> <tr> <td>支払い金額等</td> <td>通院17日 76,500円</td> </tr> </table>	けが症状	足の咬傷	支払い金額等	通院17日 76,500円
けが症状	手指・鎖骨の骨折、胸・肩甲骨の打撲																	
支払い金額等	手術	50,000円	合計															
	入院77日	616,000円	756,000円															
	通院32日	90,000円																
けが症状	足の咬傷																	
支払い金額等	通院17日 76,500円																	
<p>● ゴルフ場でプレー中に滑って転倒し、足関節を捻った。</p> <p><b>シニア傷害プラン</b> 男性・76歳 種類:不慮の事故</p>  <table border="1"> <tr> <td>けが症状</td> <td>足の骨折</td> </tr> <tr> <td>支払い金額等</td> <td>通院64日 93,000円</td> </tr> </table>	けが症状	足の骨折	支払い金額等	通院64日 93,000円	<p>● 料理中に指を切った。</p> <p><b>4,000円コース</b> 女性・58歳 種類:不慮の事故</p>  <table border="1"> <tr> <td>けが症状</td> <td>手指の切り傷</td> </tr> <tr> <td>支払い金額等</td> <td>通院16日 84,000円</td> </tr> </table>	けが症状	手指の切り傷	支払い金額等	通院16日 84,000円									
けが症状	足の骨折																	
支払い金額等	通院64日 93,000円																	
けが症状	手指の切り傷																	
支払い金額等	通院16日 84,000円																	

加入プランには、「けが」の補償のほか「病氣」「がん」など5つの加入パターンがございます。全国、10万人以上のみなさまにご利用いただいています。  
「説明を聞きたい!」という方、ご連絡ください。ご説明にお伺いいたします



BCP対応

# 「全国商工会福祉共済」の制度概要

けがによる 死亡・通院・手術等				
傷害プラン			シニア傷害プラン	傷害ライトプラン
満6歳～65歳 (継続加入は満75歳まで)			満66歳～80歳 (継続加入は満85歳まで)	満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで)
月額掛金	月額掛金	月額掛金	月額掛金	月額掛金
2,000円	3,000円	4,000円	2,000円	1,000円
<p><b>熱中症特約</b> (自動付帯)</p> <p>事故例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>猛暑の中、工事現場作業中に熱中症になってしまった。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>猛暑の中、スポーツをしていたら熱中症になってしまった。</p> </div> </div>				※傷害ライトプランのみのご加入はできません。
<p><b>個人賠償責任保険</b> (自動付帯)</p> <p>事故例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>自転車を運転中、あやまって他人と接触してケガをさせてしまった。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>買物中、あやまって商品を落として割ってしまった。</p> </div> </div>				

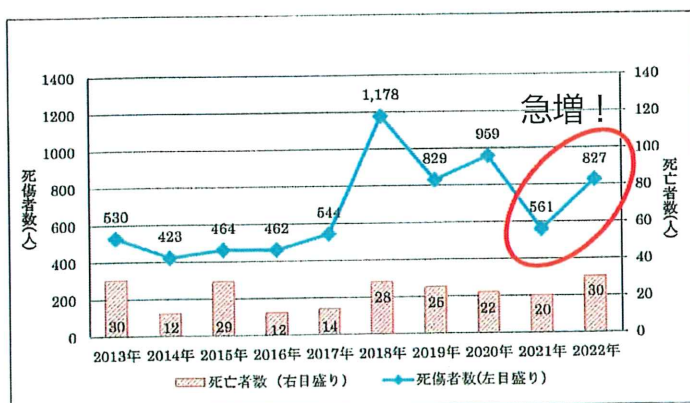
◎ 従業員の労災保険に対する上乗せ保険として

主契約： 事業主「傷害プラン」 月額2,000円

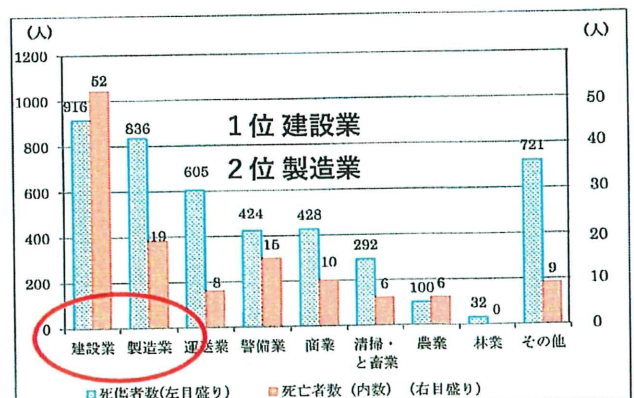
従業員「傷害ライトプラン」 月額1,000円

- \* 仕事中のけが、プライベートでのけがを問わず、24時間365日補償！  
65歳までに加入すれば、継続加入で74歳まで補償を維持！
- \* 屋外作業が多い従業員の方に「熱中症」を補償！
- \* 日常生活における事故やトラブルを補償する「個人賠償責任保険」も付帯！

◇ 熱中症の死傷者数推移 (厚生労働省)



◇ 熱中症による業種別死傷者数 (厚生労働省)



厚生労働省より

求人企業のみなさまへ 労働者の募集や職業紹介事業者への  
求人申込みの際、  
**明示しなければならない労働条件が追加されます！**

❖ 追加される明示事項対して明示しなければならない労働条件に、  
以下の事項が追加されました。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲
- ② 就業場所の変更の範囲
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

○ 最低限明示しなければならない労働条件

記載が必要な項目	記載例
業務内容	<b>(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) ●●事務</b> …①
契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日) <b>契約の更新 有 (●●により判断する)</b> …③ <b>更新上限 有 (通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回)</b>
試用期間	試用期間あり (3か月)
就業場所	<b>(雇入れ直後) 東京本社 (変更の範囲) ●●支社</b> …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日 (年末年始を含む)
時間外労働	あり (月平均20時間) <b>裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。</b> 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円 (ただし、試用期間中は月給20万円) <b>時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度 (いわゆる「固定残業代」) を採用する場合は、以下のような記載が必要です。</b> (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当 (時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給) (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	(「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。)

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を示すなど、正確かつ最新の内容に保つ義務があります。



## 商工会員加入推進

# 商工会では、新会員の加入紹介運動を実施しています！

お取引先やお知り合いで、まだ商工会に入会されていない事業者様がございましたら、ご紹介ください。

同封の「会員紹介シート」によりご紹介ください。

よろしくお願いいたします。

## 商工会は、地域に密着した 総合経済団体です。

### 商工会事業概要

商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村に1,649(令和2年4月現在)の商工会があり、約80万の事業者が加入しています。全国的なネットワークと高い組織率(地域事業者の約60%が加入)を有し、国や都道府県の小規模企業支援施策(経営改善普及事業)の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。さらに各都道府県には商工会連合会があり、広域的に地域事業者のみなさまを支援いたします。

### 商工会の2大事業

#### 事業者の経営改善

##### 経営改善普及事業

小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、経済産業大臣や都道府県の定める資格をもつ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事します。



#### 地域社会の発展

##### 地域振興事業

地域の「総合経済団体」として、また中小企業の「支援機関」として、経済活動を通じた元気な地域づくりと商工業振興のため、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉の増進など、さまざまな事業に取り組んでいます。



内閣府より

「障害者差別解消法」により、障害のある方への合理的配慮などが求められています。

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切にあり、かけがえないものです。ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような当たり前の価値観を、改めて社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

◇「不当な差別的取扱い」の禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などの制限をすること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

◇「合理的配慮」の提供

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)が求められるものです。

ホームページ: <https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

蘇水峡川まつり保存会

本年8月6日(日)、蘇水峡川まつり花火大会を大過なく盛大に開催することができました。開催にあたりご協賛をいただきましたみなさま方はもとより、関係各位のご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

次年度の開催に向けて、更に多くの方々喜んでいただけるよう準備をして参りますので、今後ともご協力賜りますようお願いいたします。

中日新聞記事(令和5年8月8日掲載) ➡



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する!

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

令和 5 年度 永年勤続従業員表彰  
申 込 書

永年勤続従業員表彰に、下記のとおり申し込み致します。

記

ふりがな 従業員名	就職年月日	勤続年数	生年月日

令和 5 年 月 日

八百津町商工会長 様

住 所:

事業所名:

担当者名:

印

連絡先電話番号:



# 新会員加入紹介運動実施中！

お取引先やお知り合いで、まだ入会されていない事業所がございましたら、是非ご紹介ください。

会員のみなさまからの「ご紹介運動」を展開しています。

下記の「会員紹介シート」によりご紹介ください。 よろしく願いいたします。

加入資格	町内で引き続き6カ月以上営業所・事務所・工場・事業所を有する 商工業者・会社・協同組合・その他の経済団体が加入できます。 但し、商工業者以外の方もご加入いただけますので、詳しくは商工 工会までお問い合わせください。
加入金	一律 1,000円 ※加入初年度のみ加入金をいただきます。
年会費	(1) 均等割 個人事業所:5,500円 / 法人事業所:9,500円 (2) 規模割 従事者数により異なりますのでお尋ねください。
お問い合わせ先	八百津町商工会 TEL 43-0266 FAX 43-2448

## 会員紹介シート

ご紹介いただける事業所 (1)

事業所名(代表者名)			
所在地			
TEL		FAX	
担当連絡先			

ご紹介いただける事業所 (2)

事業所名(代表者名)			
所在地			
TEL		FAX	
担当連絡先			

【ご紹介者】

事業所名

TEL

ご紹介者

FAX

■ 八百津町商工会 行 FAX 43-2448